

第64号議案

ふじみ野市議会議員及びふじみ野市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部を改正する条例

ふじみ野市議会議員及びふじみ野市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例（平成17年ふじみ野市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第4条第2号ア中「15,800円」を「16,100円」に改め、同号イ中「7,560円」を「7,700円」に改める。

第9条及び第10条中「7円51銭」を「7円73銭」に改める。

第13条中「393円79銭」を「541円31銭」に、「23万2,875円」を「31万6,250円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（適用区分）

2 改正後のふじみ野市議会議員及びふじみ野市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後その期日を告示される選挙から適用する。

令和4年5月30日提出

ふじみ野市長 高 畑 博

提案理由

公職選挙法施行令の一部を改正する政令（令和4年政令第172号）の施行に伴い、条文を整備するため、ふじみ野市議会議員及びふじみ野市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部を改正したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、この案を提出するものである。